

記載例

令和7年 月 日

三重県産業支援センター 理事長 宛て

郵便番号 〒514-8570
所在地 三重県津市広明町13番地
名称(会社名は略号) ●●工業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 三重 一郎

三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金交付要領第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

エネルギー価格等高騰対応をどのように実施するのか簡潔にまとめてください。
(第1号様式の2(経営向上計画書)の「計画のテーマ」と同内容としてください。)

1 補助事業のテーマ

新たな機器導入による新分野展開と再生可能エネルギー機器設置による製造原価の低減

2 補助金申請額

金 1,800,000 円

3 実施する事業の種類(該当するもの全てに○をつけてください。)

☐	①省エネルギー機器や完全事業消費費用再生可能エネルギー装置の導入等による生産性向上の取組
☐	② 省力化・作業効率化・生産能力増強等に向けた設備導入やDXの導入による生産性向上の取組
☐	③ サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等による事業再構築の取組
☐	④ 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築の取組
☐	⑤ 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築の取組
☐	⑥ 新たな需要が見込めるブランド力強化や新たな顧客層の掘り起こしにつなげる販路開拓の取組
☐	⑦ その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組

4 従業員の賃金引き上げの取組(いずれかに○印を付してください)

- (○) 取り組む(「賃金引き上げ計画書(第1号様式の5)」を提出する)。
() 取り組まない。

5 関係書類

- (1) 経営向上計画書(第1号様式の2)
(2) 支出計画書(第1号様式の3)
(3) 役員等に関する事項(第1号様式の4)
(4) 直近1期分の財務諸表の写し
(5) 法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は住民票抄本の写し
(6) 確約書(別紙様式5) ※完全事業消費費用再生可能エネルギー装置を導入する場合のみ

(賃金引き上げ計画関係書類)

- (7) 賃金引き上げ計画書(第1号様式の5《別紙を含む》)
(8) 労働時間等を明記した労働基準法に基づく直近3か月分の賃金台帳の写し(対象従業員分)

6 連絡先 ※担当者は、申請者の代表者または役員・従業員に限ります。

担当者名	〇〇〇課 〇〇 〇〇		
電話番号	090-9999-9999	FAX番号	059-253-1281
メールアドレス	aaaa-bbb@mie.co.jp		

補助金の交付の決定を受けた事業者様とは主にメールでの
ご連絡となりますのでメールアドレスを再度ご確認ください

購入する備品や取り組みの内容が分かる画像を添付していただくこともできます。なお、第1号様式の2(経営向上計画書)は最大5ページ以内(別紙「実施計画」は含めません)に収まるように記載してください。

【重要】補助金の交付の決定を受けた場合は、この事業計画に基づいて「三重県版経営向上計画」を策定し提出していただきます(本様式の【要確認事項】をご確認ください。)

申請者名・
資本金・
業種等

名称(会社名又は屋号)	●●工業株式会社
資本金	1,000万円
設立(創業)年月日	平成3年3月30日 (代表者の年齢: 61歳)
業種	製造業(機械器具製造業)
常時使用する従業員の数(人)	8人
代表者・専従者・常勤役員の数(人)	3人
事業所の電話番号	059-000-0000
ホームページ(URL)	https://www.〇〇〇〇.co.jp

事業概要

【事業概要】

鋳物製品加工業として現代表の父親が昭和46年に桑名市で創業。平成3年に法人化、平成9年に津市に工場を設置し本社を移転、平成25年に現代表に交代。
年商は1億円～2億円を維持しており、順調に売り上げが向上しているが、汎用部品であることから価格競争が激しい。

この項目に、今回の事業計画を検討する背景となったエネルギー価格等高騰の影響を必ず記載してください。

【顧客・市場の動向、競合他社の動向】

(※市場・顧客の状況等、事業の機会や脅威等について記入する。)

- ・大手メーカーの下請に更に下請が連なる構造となっている。
- ・競合他社と常に比較され、低コスト化を迫られている。
- ・市場自体は好調であるが、エネルギー価格の高騰や原材料や部品のサプライチェーンの混乱により安定操業が難しくなっている。

【自社の強み】

- ・まとまった量の製品を製造することにより低コストで生産が可能である。
- ・大手機械器具メーカーの3次下請け企業として品質や納期には定評がある。
- ・原材料価格高騰分については一定の価格転嫁はできている。

【自社の弱み】

- ・コストカットや省エネは限界に達している。
- ・原材料価格高騰分については価格転嫁できているが、機械の電気代高騰分については価格転嫁できていない。

【経営状況】

<経営状況の概要>

前年同期は新生産ラインの増設等、大幅な設備投資を行うことにより、また機械器具製造業界の堅調な経営環境にあり取引先からの受注状況もコロナ禍以前に回復したことから大幅な売上高増を図ることができた。一方、原材料費の高騰、電気料金等燃料費の高騰等により製造原価が大幅に増大、また輸送コストの高止まりの煽りも受け、営業利益は漸く確保できたものの前期に比し大幅減となった。

今後、現況を打破すべく新規取引先の開拓や新たな事業分野への進出を講ずることが迫られている。

<直近2期の決算内容> 損益計算書から転記する。(千円)			
	前々期(令和5年12月)	前期(令和6年12月)	増減額
売上高	132,342	153,312	20,970
営業利益※	26,238	23,625	△2,613

※個人事業者の場合は「青色申告特別控除前の所得金額」を記入する。

2 経営の向上に係る計画内容

該当する項目に○を付けてください。

(1) 経営課題項目(該当項目に○(複数可))

☒ ① 販路開拓	☒ ⑤ 生産性向上	☐ ⑨ ITの活用
☐ ② 人材の確保・育成	☒ ⑥ 新商品・新サービスの開発	☐ ⑩ 事業継続(防災・減災対策)
☐ ③ 資金繰り	☐ ⑦ 事業承継	☐ ⑪ 健康経営・働き方改革
☐ ④ 研究開発	☒ ⑧ 経費削減	☒ ⑫ その他()

*課題は、計画終了までに「目標へ向けて実施する」

第1号様式(交付申請書)の「1 補助事業のテーマ」と同内容としてください。

(2) 経営課題の内容及び計画内容

「計画のテーマ」 (40字以内)	新たな機器導入による新分野展開と再生可能エネルギー機器設置による製造原価の低減
---------------------	---

「(1)経営課題項目」の具体的な内容を記載してください。

【経営課題】(※上記(1)経営課題項目の内容を具体的に記入する。)

- ・これまで受注についてはあまり変動がなかったが、サプライチェーンの問題で受注先に一部の部品が入らず、受注先において生産調整が生じている。
- ・原材料価格上昇分は概ね価格転嫁できているが電気料金上昇分については価格転嫁できていない。
- ・価格転嫁部分で売上は向上しているものの、利益は大幅に減少しており、かろうじて赤字転落をまぬがれている状況である。
- ・これまで固定した受注先の言うとおりにコストダウンと技術開発をしていればよかったが、エネルギー価格の高騰を考えると製造コストの抜本的な削減は難しくなっている。
- ・利益の減少を考慮すると売上の増加を図る必要があり、その方法は生産性の向上と新分野への進出が考えられる。
- ・現在の状況ではエネルギーコストの削減は限界となっている。

課題①：利益の大幅減少

- ・現在の汎用部品の固定した受注先での販売では収益構造の改善は望めないため、新分野への進出と販路の拡大で対応する必要がある。新分野への進出も検討が必要。

課題②：受注先が固定している

- ・受注先が3者と固定しており、いずれも将来への見通しが厳しい状況である。
- ・新規受注の獲得が必要であるが生産技術を生かして他分野への進出を図ることも必要。

課題③：エネルギーコストの増加

- ・電気料金的大幅高騰から収益が悪化している。

課題④：原材料の調達

- ・原材料価格が上昇しており、利益圧迫要因となっている。
- ・今後は価格以上に原材料の安定的な調達そのものが困難になる原材料もあるものとみられる。

課題⑤：輸送コストの高騰

- ・ガソリン価格の高騰で物流コストが30%以上高騰している。

【経営課題を解決する計画内容】（※専門家派遣ほか各種支援策を希望する場合は、解決する計画内容に希望する支援内容を記載する。）

上記【経営課題】をどのように解決していくのか、今回取り組もうとしている計画の内容を記載してください。

課題①及び②への対応：

- ・製造機械を省エネルギー型に買替し、また省力化を図ることにより電力使用量と必要人員数を減らす。
- ・他の製品にも活用できる機械を購入することにより、新製品の開発とその販路拡大につなげていく。

課題③への対応：

- ・工場の屋根に太陽光パネルを設置し、完全事業消費電力を発電することにより電力の購入量を削減し電気料金の引き下げを図る。

課題④及び⑤への対応：

- ・原材料の調達について、在庫量を一定確保するためのスペースを新設する。このことにより、原材料の1回あたりの積載量を増やすことができ物流コストの減につながる。

これらの課題への対応を通じて、生産性の向上及びコスト削減を実現し、利益の確保を図ることで、従業員の賃金引き上げにつなげる。

今回の事業計画によって、エネルギー価格等の高騰対策としてどのように効果が出るのか必ず具体的に記載してください。

【経営計画の目標】

目標時期（期間） （いつまでに）	令和7年9月末頃までに
目標内容 （何を実現するか）	新製品の開発で新規受注先2社を確保する。

具体的な目標値等が必要となります。

※目標内容は、定量的な目標を記入する。（目標数値を含む目標としてください。）

（3）計画における地域社会への貢献

該当項目に ○（複数可）	地域社会への貢献項目	具体的内容
○	雇用の拡大	生産性の向上及びコスト削減を実現し、利益の確保をもたらし、新たな雇用機会を創出することで、地域経済の活性化に貢献していきたい。
○	地域活性化	
	その他（ ）	

該当するものに○をつけてください。

【要確認事項】本補助金の交付の決定を受けた場合、（令和7年7月末日《厳守》までに）この第1号様式の2に記載した事業計画に基づいて「三重県版経営向上計画」（ステップ2以上）を提出する必要があります。

（○） ←

上記の「三重県版経営向上計画」の提出について確認していただいたら、（ ）に○を記入してください。

交付の決定を受けた者は、「三重県版経営向上計画」の認定を受けていただく必要があります。

※「三重県版経営向上計画認定申請書」については、三重県のホームページをご覧ください。

（ 三重県版経営向上計画 で検索）

今回の計画の中で実施する項目・内容について、
記載してください。

当該実施項目・内容を開始する時期を
記載してください。

(別紙) 実施計画 (※専門家派遣等の支援策を希望する場合は、実施計画に時期内容を記載する。)

番号	計 画		実績 ※申請時には 記載する必要 はありません。
	実施項目・内容(支援策)	実 施 時 期	
1	工場の配置計画の策定	令和7年5月	
2	機械、太陽光パネルの発注	令和7年6月	
	併せて工事及び撤去工事の発注	令和7年6月	
3	配置変更に向けた準備作業	令和7年7月	
4	機械及び太陽光パネルの設置	令和7年8月	
5	従業員の賃金引き上げ	令和7年8月	
6	新製品の開発で新規受注先2社を確保	令和7年9月	
7	機械及び太陽光発電の稼働と電力使用量の検証	令和7年9月	
	今回の事業計画で実施する項目・内容について、第 1号様式の2(経営向上計画書)に記載した内容を ふまえて記載してください。		

※補助事業に係る実施時期は、補助対象期間内としてください。

記載例

支出計画書

（単位：円）

区分によって、「補助対象経費額」欄の記入方法が異なりますのでご注意ください。

【事業者の消費税区分】
いずれかに○を付けてください。

(○) 一般課税事業者

() 免税・簡易課税・2割特例事業者

経費費目	内 容	規 格	経 費 内 訳 (単価×数量) (税込で記入)	補助対象経費額 ※一般課税事業者は税抜、 免税・簡易課税・2割特 例事業者は税込で記入
機械装置等費	製造用機械	A 社 製 AB1234 別添見積書のとおり	1,024,980 円×1 台	931,800
機械装置等費	太陽光パネル	C 社製 D5-E 10kw 別添見積書のとおり	1,397,000 円×一 式	1,270,000
外 注 費	太陽光パネル設 置費	別添見積書のとおり	1,540,000 円×一 式	1,400,000
(1) 補助対象経費合計 ※100 万円を下回る場合は申請できません。				3,601,800
(2) 補助金交付申請額 (1) の1／2以内(千円未満切捨) (下限は 50 万円、上限は 200 万円となります。)				1,800,000

※「経費費目」は、《公募案内》2 ページ・3 ページに掲げる広報費、開発費などの各費目を記入してください。

※「補助対象経費額」は、一般課税事業者の場合は税抜額で、また免税事業者・簡易課税事業者・2割特例事業者の場合は税込額で記入してください。

※ 積算の根拠となる見積書やカタログ等がある場合は、添付してください。

なお、1 取引 50 万円（税抜）以上を要する支出計画がある場合は、積算根拠を明らかにする見積書を添付しなければなりません。

記載例

役員等に関する事項

役職名	氏名	フリガナ	生年月日 (元号で記入してください)	性別
代表取締役	三重 一郎	ミエ イチロウ	昭和38年5月5日	男
専務取締役	三重 華子	ミエ ハナコ	昭和40年7月5日	女
監査役	津 太郎	ツ タロウ	昭和43年8月3日	男
	下記に記載した者について全て記載ください。 監査役等の非常勤の役員も含みます。 また各項目について漏れのないようご注意ください。			

注) 次に掲げる者を記載してください。

ア) 法人にあっては、非常勤を含む役員（監査役を含む）、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者

イ) 個人にあっては、代表者

※記載漏れ、記載誤りがないことを十分確認してください。特に、記載漏れは審査の対象とならない場合があります。

記載例

賃金引き上げ計画書

名称(会社名又は屋号): ●●工業株式会社

1.賃金引き上げ計画の概要	本補助金を活用し、製造機械を高効率な機械に入れ替えることで、使用電力量及び作業必要人員を削減するとともに、太陽光パネルの設置による電力購入量の削減、また原材料保管スペースの確保により原材料調達コストの削減を図り、生産性向上及び製造コストの低減を実現する。こうした取組の成果として、今後確保可能となる利益を原資として、常時使用する従業員5名の賃金引き上げを令和7年8月に実施する。					
2.事業所内の最低賃金	事業所内の全ての従業員での最低賃金 1,030 円(現況)					
3.常時使用する従業員の最低賃金を含む賃金引き上げ内容	(1) 常時使用する従業員の最低賃金 1,200 円(賃金引き上げ前) (2) 賃金計算期間 毎月 1 日～末日 (3) 賃金支払日 翌月 20 日 (4) 引き上げ予定年月 令和 7 年 8 月 (5) 引き上げ対象従業員数 5 人 (6) 賃金引き上げ内容					
※常時使用する従業員の最低賃金を含む引き上げ計画であることを要します。 ※別紙の「常時使用する従業員に係る賃金等算出表」を作成のうえ、添付してください(全ての引き上げ対象者分)。 ※「(6)賃金引き上げ内容」は、賃金引き上げ対象従業員全員の賃金引き上げ計画内容を記載してください。 なお、対象従業員が多く書き切れない場合は、別紙(様式任意)に記入してください。 直近 3 か月以上の賃金台帳の提出が必要となります。	対象従業員氏名		採用年月 元号で記載	時間給または時間換算額		引き 上げ額
				引き上げ前	引き上げ後	
	〇〇 〇〇		R3.4	1,200 円	1,250 円	50 円
	△△ △△		R2.11	1,200 円	1,250 円	50 円
	□□□ □□		H29.4	1,280 円	1,330 円	50 円
	◇◇ ◇		H27.4	1,400 円	1,450 円	50 円
	▽▽ ▽▽▽		H27.4	1,400 円	1,450 円	50 円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円

事業場内のパート労働者も含む最低賃金額

本事業の賃金引き上げ対象者における最低賃金額

賃金引き上げ後の給与等支払日の基準月

記載例

常時使用する従業員に係る賃金等算出表(時間額換算用)

※全ての引き上げ対象者の提出が必要となります(複数名いる場合は、本票をコピーしてください)。

以下に、賃金引き上げを行う常時使用する従業員の氏名を記入し、該当する賃金体系をチェックの上、①直近1か月分の賃金台帳に記載された賃金額と②所定労働時間数を記載して③時間給または時間換算額を算出してください。

●賃金引き上げを行う常時使用する従業員の氏名

〇〇 〇〇

●時間給または時間換算表 (記載する金額や時間は賃金台帳等と一致させてください)

該当する賃金体系に チェック		①直近1か月分の賃金台 帳に記載された賃金額	②所定労働時間数 下記の《表1》を参考	③時間給または時間 換算額 (①÷②)
☐	時給制			円
☐	日給制	円/日	(A) 時間/日	円
☐	月給制	192,000 円/月	(D) 160 時間/月	1,200 円
☐	歩合給制	円/年	(E)	

「賃金引き上げ計画書」の引き
上げ前時間換算額と一致

※《表1》所定労働時間数を計算する労働時間数の計算方法

(A)	1日の所定労働時間数	8 (時間)	
(B)	1年間の所定労働日数	240 (日)	《365－(1年間の休日合計日数)》
(C)	1年間の所定労働時間数	1,920 (時間)	(A) × (B)
(D)	1か月の平均所定労働時間数	160 (時間)	(C) ÷ 12
(E)	1年間の所定内・所定外を含めた総労働時間数		

- (1) 「所定労働日数」「所定労働時間数」は、就業規則や労働契約に定められた、休日勤務や時間外労働を除く日数・時間数です。
- (2) 「時間給または時間換算額」は、毎月支払われる基本的な賃金が対象です。このため、臨時的に支払われる賃金、賞与、時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、通勤手当、家族手当、精皆勤手当等は対象となりません。

賃金引き上げ対象の従業員は「常時使用する従業員」でなければなりません。日雇労働者及び他の労働者と比較して労働日数や労働時間が短いパートタイム労働者等は含まれません。また、労働を目的として雇用しない外国人技能実習生等も含まれません。